#### 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

#### 第1 通 則

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### 第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)

1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下第2において「災害復旧費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)、「介護保険法」(平成9年法律第123号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

#### (定義)

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、 中分類及び小分類の施設をいう。
  - (1) (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

その他施設	大分類	中分類	小分類
<ul><li>① 生活保護法(昭和 25年法律第144 号)第38条に基づ く保護施設</li></ul>	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
② 次のアからエに定 める施設(以下「社 会事業授産施設等」			

23日子に 23日子に 23日子に 23日子に 23日子に 23日子に 23日子に 24日 25日子に 24日 25日子に 24日 25日子に	施設 地域 イン と 地域 イン と 地域 イン と 地保 を から は で は で で から	地域福祉センタ ー(A型) 地域福祉センタ ー(B型)	
健福祉館の設置及 び運営について」 に基づくへき地保 健福祉館			
③ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	

④ 第5年 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ス事業所 (療 事業、 介護事業、 育護事業 (療 事業、 (療 事業、 (療 等 事業 (療 活 が ま が が ま ま ま が う い う い う い う い う い う い う い う い う い う		
⑤ 第 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 7 年 5 年 7 年 7	重度所同行援護事業院所行護護事業官ととの一般を表する。		

⑥ 身条では、	身体障害者社会 参加支援施設 「一大大学」である。 「市町村障害者生 では、大大学には、大大学では、大大学には、大学には、	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 音導犬訓練施設 間 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	身体障害者祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖
⑦ 障害者総合支援法 第5条第27項に規 定する地域活動支援 センター	地域活動支援センター		
<ul><li>⑧ 障害者総合支援法 第5条第28項に規 定する福祉ホーム</li></ul>	福祉ホーム		
<ul><li>⑨ 生活保護法第30条</li><li>に基づく日常生活支援住居施設</li></ul>	日常生活支援住 居施設		
<ul><li>⑩ 売春防止法(昭和 31年法律第118 号)第34条第1項 及び第2項に基づく 婦人相談所、同法第 34条第5項に基づ く要保護女子を一時</li></ul>	婦人相談所 一時保護所 婦人保護施設		

保護する一時保護 所、同法第36条に 基づく要保護女子を 収容保護するための 婦人保護施設(以下 「婦人保護施設等」 という。)		
① 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設	

# (2) (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
38年法律第13 3号)第5条の3 に基づく老人福祉 施設、同法第5条 の2第6項に基づ く住居としての認	老人福祉施設	老人デイサービ スセンター 老人短期入所施 設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム ホーム	
知症高齢者グル6 知症高齢者グル6 で成6 では、日本では、日本では、日本では、日ののでは、日のでは、日のでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本		軽費老人ホーム	軽費老人ホーム (ケアハウス) 都市型軽費老人 ホーム 軽費老人ホーム (A型) 軽費老人ホーム (B型)
複合型施設、平成 12年9月27日 老発第655号厚 生省老人保健福祉 局長通知「高齢者		老人福祉センター	老人福祉センタ ー (特A型) 老人福祉センタ ー (A型) 老人福祉センタ

生活福祉センター 一(B型) 運営事業の実施に 老人福祉施設付 ついて」に基づく 設作業所 生活支援ハウス 老人介護支援セー在宅介護支援セ ンター (高齢者生活福祉 ンター センター)、介護 認知症高齢者 保険法 (平成9年)グループホーム 法律第123号) 第8条第28項に 在宅複合型施設 基づく介護老人保 健施設、同法第8 生活支援ハウス 条第29項に基づ く介護医療院、同一介護老人保健施設 法第8条第4項に 基づく訪問看護の 介護医療院 事業を行う事業所 としての訪問看護 訪問看護事業所 事業所、老人福祉 法第5条の2第5 |小規模多機能型 項に基づく小規模 居宅介護事業所 多機能型居宅介護 事業を行う拠点と 夜間対応型訪問 しての小規模多機 | 介護事業所 能型居宅介護拠 点、老人福祉法第一介護予防拠点 5条の2第2項に 基づく老人居宅介 地域包括支援セ 護等事業を行う事 ンター 業所のうち、夜間 対応型訪問介護事 | 定期巡回·随時 業を行う事業所と 対応型訪問介護 しての夜間対応型 | 看護事業所 訪問介護事業所、 平成26年9月1 看護小規模多機 能型居宅介護事 2 日医政発 0 9 1 2 第 5 号厚生労働 業所 省医政局長、老発 0 9 1 2 第 1 号厚 生労働省老健局 長、保発0912 第2号厚生労働省

保療革域時地臨運基点1基援法に・介業巡訪所2合う看型(施う健介推医特域時営づ、1づセ第基随護所回問、3型事護居以設。局護進療例介特にく介5くン8づ時看と・介同項サ業小宅下通供付策付対交い護保の域一第定応をて時看第基ビと模護老」知体金支金策付て予険4包及1期型行の対護8づスし多事人「制、援及支金」防法6括び5巡訪う定応事条くをて機業福と医改地臨び援のに拠第に支同項回問事期型業第複行の能所祉い		
② 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設	

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又 は指定都市 若 しくは 中核市	1/2
(2) 社会事業授産施設 等 7 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
イ地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地 第74号厚生省社会・援護 局長通知「地域福祉センタ ーの設置運営について」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号厚 生労働事務次官通知「隣保 館の設置及び運営につい て」	指定都市又は中核市	1/2
ェ 生活館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号厚 生労働事務次官通知「隣保 館の設置及び運営につい て」	指定都市又は中核市	1/2
オ 生活困窮者・ホームレ ス自立支援センター	平成30年7月31日厚 生労働省・国土交通省告 示第2号ホームレスの自 立の支援等に関する基本	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2

	方針		
カ へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省 事務次官通知「へき地保健 福祉館の設置及び運営につ いて」	指定都市又は中核市	1/2
(3)介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士 法第7条又は第40条	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
(4) 障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業 所	障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条 第2項及び第3項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ウ 居宅介護事業所、 短 期入所事業所、 就労定 着支援事業所、自立生 活援助事業所、共同生 活援助事業所及び相談 支援事業所	障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2号並 びに同条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ェ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条 第1項第9号及び第79条 第1項第4号	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条 第3項及び第79条第1項 第5号	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
(5) 身体障害者社会参加支			

+巫+∕云·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□·□	ı	İ	i i
援施設等 ア補装具製作施設及び視 聴覚障害者情報提供施設 (中分類)	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
イ 身体障害者福祉センタ 一(中分類)	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
<b>ウ 盲導犬訓練施設</b>	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ェ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
オ 市町村障害者生活支援 センター	平成8年5月10日社援更 第133号厚生省社会・援 護局長通知「市町村障害者 生活支援事業の実施につい て」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
(6)日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
(7) 婦人保護施設等 ア婦人相談所及び一時保 護所	売春防止法第34条第1 項、第2項及び第5項	都道府県又 は指定都市	1/2
4 婦人保護施設	   売春防止法第36条 	都道府県	1/2
(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める 基準等	都道府県又は指定都市 若しくは	

	中核市	

### (2) (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
<ul><li>(1) 老人福祉施設等</li><li>r 老人デイサービスセン</li><li>ター</li></ul>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
り 養護老人ホーム及び特 別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ェ 軽 費 老 人 ホ ー ム ( ケアハウス)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
カ 軽費老人ホーム(A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
‡ 軽費老人ホーム (B型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市	1/2

		若しくは中核市	
ク 老人福祉センター (特 A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
<ul><li>ケ 老人福祉センター (A型)</li></ul>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
<ul><li>3 老人福祉センター(B型)</li></ul>	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
# 老人福祉施設付設作業 所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ス 認知症高齢者グループ ホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第 120号厚生省老人保健福 祉局長通知「在宅複合型施 設の整備について」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
り 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発 第655号厚生省老人保健 福祉局長通知「高齢者生活 福祉センター運営事業の実 施について」	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2

			1
タ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビ リテーション事業実施部 分を含む)	介護保険法第94条第1項 (介護保険法第41条第1 項、及び同法第72条第1 項)	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
チ 介護医療院 (併設される通所リハビ リテーション事業実施部 分を含む)	介護保険法第107条第1項 (介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項)	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
ッ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3
〒 小規模多機能型居宅介 護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
ト 夜間対応型訪問介護事 業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
† 介護予防拠点	平成26年9月12日医政 発0912第5号厚生労働 省医政局長、老発0912 第1号厚生労働省老健局 長、保発0912第2号厚 生労働省保健局長通知「医 療介護提供体制改革推進交 付金、地域医療対策支援臨 時特例交付金及び地域介護 対策支援臨時特例交付金の 運営について」	指定都市又は中核市	1/2
- 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4 6第2項	指定都市又は中核市	1/2
ヌ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	指定都市又 は中核市	1/2

ネ 看護小規模多機能型居 宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	指定都市又は中核市	1/2
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める 基準等	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3から1/2 まで

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助 根拠 等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第 40条又は第 41条	(ア)市町村 (指定都市 及び中核、別 を除 区 区 区 以 む。 とい 表 に こ。 )	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ)社会福祉 法人又は日 本赤十字社	生活保護 法第74 条第1項	都道府県 又は指定 都市若しく 市	3/4	2/3
(2) 社会事業 授産施設等 7 社会事業	社会福祉法第	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
授産施設	2条第2項第 7号	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し	3/4	2/3

イ 地域福祉 センター (A型、 B型)	平成6年6月 23日社援早 第74号・ 省社会・知 域福 で は で い て し に つ い に つ い に つ い に い に り に り に り に り に り に り に り に り に	(7) 市町村 (1) 社会福祉 法人	予算措置	く市 都 都又都く市 が 道は市は は は お は は お は お は お は お は お は お は お	3/4 3/4	2/3
<b>ウ 隣保館</b>	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置と び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ェ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事 次官通知「隣 保館の設置と で運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ムレス自	平7厚・省号ス支すの援るのは、日間のでは、日はのは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間ので	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

	針					
カ へき地保健福祉館	昭和40年9 月1日厚生省 事務次官通知 「へき地保健 福祉館の設置 及び運営につ いて」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(3) 介護福祉 士等養成施	社会福祉士及 び介護福祉士	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
設	法第7条又は 第40条	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市	3/4	2/3
(4) 障害者支 援施設等						
7 障害福祉 サービス事	障害者総合支援法第79条	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
業所	第2項	(()合7項事す(法法赤公人団般人団の利以福等障支9に業る社人人十益、法社、法法下社」書援条基をる会、、字社公人団般、、等社法と者法第づ実法福医日社団益、団般、、等社法と総第2き施人祉療本、法財一法財別営。会人い	予算措置	都又都く市道は市は市は市は市は市は市は市は市は市は市は市は市は市の市場である。	3/4	2/3

		う。)				
イ 障害者支 経施設	障害者総合支	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
接施設	援法第83条 第3項又は第 4項	(((年232の第号よ産れとる会人十益又団医除地昭法64項61のり税なさ法福、字社は法療く方和律号8第号の規固をいれ人祖日社団公人法。税2第)条1及の定定課こて(祉本、法益等人)法52第第0び7に資さとい社法赤公人財。を	予算措置	都又都く市道は市は市は市は	3/4	2/3
ウ 居宅介、事業所、活所、活所、事業の、事業ののでは、 まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	障害者総合支 援法第79条 第2項	(7) 市町村 (1) 社会福祉 法人等	予算措置	都道府県がおおいるでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おいでは、おいでは、おいで	3/4	2/3 2/3

エ 地域活動 支援センタ	障害者総合支援法第77条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	第1項第9号 及び第79条 第2項	(イ) 社会福祉 法人等	予算措置	都道指定 都市 おお は 市 は 中 核 市	3/4	2/3
オ 福祉ホー ム	障害者総合支 援法第77条 第3項及び第 79条第2項	(7) 市町村 (1) 社会福祉 法人等	予算措置	都道府県 都道府県 界 は市 お は 市 は 市 は 市	3/4	2/3 2/3
(5) 身体障害 者社会参数等 了補装具及障据 有糖設障器 有糖設度 有糖設度 有糖設度 有數分類)	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項	(7) 市町村 (1) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 都 道は市 は市 指 若 中 市	3/4 3/4	2/3 2/3
イ 身体障害 者福祉セン ター(中分 類)	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県都道府県界は おおお は おおお は おお は お お は お お は お お は お お は お お は お お か お か	3/4	2/3 2/3
ウ 盲導犬訓 練施設	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 都道府県 アは指 では お では お さ は た さ は た く は く は く は く く く く く く く く く く く く	3/4	2/3 2/3

				市		
		(f) 公益社団 法人、公益 財団法人、 一般社団法 人、一般財 団法人	予算措置	都道指定都は指定である。	3/4	2/3
ェ 盲人ホー ム	昭和37年2 月27日社発 第109号厚 生労働省社会 局長通知「盲 人ホームの運	き、特別区	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	営について」	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道指定 都市 おは 中核 市	3/4	2/3
オ 市町村障 害者生活支 援センター			予算措置	都道府県 都 道 は 市 指 岩 古 中 核 市	3/4	2/3
(6) 日常生活 支援住居 施設	生活保護法第30条	社会福祉法人	予算措置	都はおおけれておいます。おおいまではおおいます。	3/4	2/3

(7) 婦人保護施設	売春防止法第 36条	社会福祉法人	売春防止 法第39 条	都道府県	3/4	2/3
(8)その他施設		(ア) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで
		(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

# イ (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助
<ul><li>(1) 老人福祉 施設等 ア 老人デイ サービスセ ンター</li></ul>	老人福祉法第15条第2項	(ア)市町村 (指定都市及 び中核市を除 き、特別区を 含む。以下 表において同 じ。)	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		<ul><li>(イ) 社会福祉</li><li>法人</li><li>(ウ) 営利法</li><li>人、医療法人、日本赤</li></ul>	老人福祉 法第24 条第2項 予算措置	都又都く市都又都的指若中府指若中府指若中		2/3

1 1	十字社、公	Ĭ	くは中核		 
	益社団法		市		
	人、公益財		114		
	団法人、一				
	般社団法				
	人、一般財				
	団法人、NP				
	0法人等				
	(法人の種				
	別は問わな				
	い。社会福				
	社法人を除				
	く。以下				
	「民間法				
	人」とい				
	う。)				
	(ただし、認				
	知症対応型				
	デイサービ				
	スセンター				
	に限る。)				
	(-12 30)				
	(ア) 市町村	老人福祉	都道府県	3 / 4	2/3
入所施設 15条第2項		法第24	HI/2011711	-, -	_, _
31431V = 31		条第2項			
		.,,,,,,			
	(イ) 社会福祉	老人福祉	都道府県	3/4	2/3
	法人	法第24	又は指定		·
		条第2項	都市若し		
			くは中核		
			市		
	(ウ)民間法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	(ただし、		又は指定		
	虐待のほ		都市若し		
	か、要介護		くは中核		
	者の急な疾		市		
	病等に対応				
	するための				
	緊急ショー				
1					

		限る。)				
<ul><li>り養護老人</li><li>ホーム及び</li><li>特別養護老</li><li>人ホーム</li></ul>	老人福祉法第 15条第3項 又は第4項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ェ 軽費老人 ホーム (ケ アハウス)	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ)民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
オ 都市型軽 費老人ホー ム	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ)民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し	3/4	2/3

				くは中核市		
カ 軽費老人 ホーム(A 型)	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
<ul><li>* 軽費老人</li><li>ホーム(B</li><li>型)</li></ul>	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ク 老人福祉 セ ン タ ー (特A型)	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3	1/2
ケ 老人福祉 セ ン タ ー (A型)	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
(11至)		(イ) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し	2/3	1/2

				くは中核 市		
コ 老人福祉 セ ン タ ー (B型)		(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは 市	2/3	1/2
# 老人福祉 施設付設作 業所	老人福祉法第 15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは 市	3/4	1/2
<ul><li>シ 在宅介護</li><li>支援センタ</li><li>ー</li></ul>	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3

		(エ) その他厚 生労働大臣が 認めた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ス 認知症高 齢者グルー プホーム	老人福祉法第 14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
セ 在宅複合 型施設	平成6年9月	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
工儿以	120号厚生 省老人保健福 祉局長通知 「在宅複合型 施設の整備に ついて」	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
り 生活支援 ハウス	平成12年9月27日老発	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	第655号厚 生省老人保健 福祉局長通知 「高齢者生活 福祉センター 運営事業の実	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
	施について」	(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3

		(ェ)その他厚 生労働大臣が 認めた者	予算措置	又都く市 都又都く市指若中 府指若中 府指若中	3/4	2/3
9 介護老人		(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
保 健 施 さ リ が リ が リ テ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	項、及び同法	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(エ)その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
チ 介護医療院 (併設さ	介護保険法第 107条1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
れる通所リ ハビリテー ション事業 部 分 を 含 む)	(介護保険法 第41条第1	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し	3/4	2/3

		(ェ) その他厚 生労働大臣が 認めた者	予算措置	く市 都又都く市 が 単元 お は	3/4	2/3
ッ 訪問看護 事業所	介護保険法第 70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1/3	10/10
		(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市 さは中核 市	1/3	10/10
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し く 市	1/3	10/10
		(エ)非営利法 人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し 付 は 市 村 は 中 核 市	1/3	10/10
京 小規模多 機能型居宅 介護事業所	老人福祉法第 14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都 足 都 市 岩 し 木 市	3/4	2/3

		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ト 夜間対応 型訪問介護 事業所	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ナ介護予防	平成26年9	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
拠点	月12日医政 第0912第 5号厚生労働 省医政局長、 老発0912 第1号厚生労働 省老健局	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若は中核 市	3/4	2/3
	長、第2号保 長、第2号保 局長通 選 着 長 通 道 護 推 推 地 支 交 校 な 、 策 例 域 金 、 策 例 域 、 策 の 域 り 域 り し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し	(ウ) 民間法人	予算措置	都 足 都 く 市 は 市 は 市	3/4	2/3

	特例交付金の運営について」					
ニ 地域包括 支援センタ	介護保険法第 115条の4	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
<b>火板ピック</b>	6第2項又は 第3項	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは 市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ヌ 定期巡回 ・随時対応	介護保険法第 8条第15項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
型訪問介護看護事業所	0 /k// 1 0 /k	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは 市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは 市	3/4	2/3
ネ 看護小規 模多機能型	介護保険法第 8条第23項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
居宅介護事業所	JAN 1 U.X	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都道 は 指定 都市 若し は 中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県 又は指定	3/4	2/3

				都市若し くは中核 市		
(2)その他施 設	別途厚生労働 大臣が定める 基準等	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで
		(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等	都 又は 都 は お ま は 中 核 市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

- 5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
  - (1)土地の買収又は整地に要する費用(災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)
  - (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率 的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
  - (3) 職員の宿舎に要する費用
  - (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用(心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。)
  - (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
  - (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる 災害に係るもの。
  - (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

#### (交付額の算定方法)

- 6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。
- (1) 直接補助事業の場合
  - ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の 実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の 場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を 選定する。
  - イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の 合計額を算出する。
  - ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額 の施設の種類ごとの額(以下「国庫補助基本額」という。)に、3の表の④

欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

#### (2) 間接補助事業の場合

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費 の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法 人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の 額を選定する。
- イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により 算出した基準額の合計額を算出する。
- ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額(以下、「国庫補助基本額」という。)に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

#### (国の財政上の特別措置)

- (3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。
  - (1)のウ中「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のウ中「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区	分	対	象 施	設	直接補助 の事業の 場合	間接補助事	写業の場合
<u> </u>	),]	Ø	種	類	国庫補助率	県補助率	国庫補助率
	1			2	3	4	5
ア 沖縄振興特法(平成14第14号)第規定する沖縄両に基づく事で行う場合	年法律 54条に <b>1</b> 振興計	<ul><li>・ 更 宿 補 現 報 分</li></ul>	是供施	作施設 害者情 設(中	2/3	5/6	4/5

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7. 5/10	8.75/10	7. 5/8. 75
イ 公害の防止に関する事業に係る国の 財政上の特別措置に 関する法律(昭和 46年法律第70号 )第2条に規定する 公害防止対策事業と して行う場合	<ul> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・在宅介護支援センター</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホ</li> </ul>	5. 5/10	4/5	5. 5/8

	<ul><li>ーム</li><li>・軽費老人ホーム</li></ul>			
ウ 地震防災対策強化 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護者大き ・特別人 ・障害者支援施設 ・障害者介護を行う ものに限る。)	2/3	5/6	4/5
エ 地震防災対策特別 措置法 (平成7年 法律第111号) 第2条に規定する地 震防災緊急事業五箇 年計画に基づいる 実施される事業のう ち、同法別表第1に 掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築と して行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設 ・障害者支援施設 (生活介護及び 自立訓練を行う ものに限る。)	2/3	5/6	4/5

### (交付の条件)

- 7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
  - ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに当該都道府 県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に あっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認 を受けなければならない。
    - (ア) 建物の規模、構造又は用途(施設の機能を著しく変更しない程度の軽 微な変更を除く。)
    - (イ) 建物の設置場所の変更
  - (ウ) 入所定員又は利用定員
  - イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生(支)局長の

承認を受けなければならない。

- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、 適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定め る期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助 金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、 取り壊し又は廃棄してはならない。
- オ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後に おいても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な 運用を図らなければならない。
- キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生(支)局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

- ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の 様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証 拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了 後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者 にあっては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした 帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及 び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、 その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ ならない。
- ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約に おいても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせること

を承諾してはならない。

- サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一 般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市が行う契約手続の 取扱いに準拠しなければならない。
- シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

- セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市の長が 承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指 示を受けなければならない。
- ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、 その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、 この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

#### (申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

#### (実績報告)

9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

#### (その他)

10 特別の事情により6、8、9に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日 までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行うも のとする。 算 定 基 準

1	基	準	額	2	対	象	経	費	
<u>]</u>	<b>厚生労働大</b> 目	<b>臣に協議して承</b>	認を得た額	体が又く要費を的必は。な、い	に復田されて要と事請す工みに要といる。 事のでは、事のでは、そのでは、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	れるものた復日でできます。 なりまする。 では、第一等では、一等では、一等では、一等では、一等では、一等では、一等では、一等では、	のであっ を含む。) 2の5に 費(工事) 用であっ	て、厚生 と に な に に な に な の に な の で 旅 設 請 計 負	復労な費め、監費と一臣費除必品等の2.
厚	<b>王生労働大</b> 臣	こに協議して承	認を得た額	備に	限る)に	必要な負	<b>責借料、</b>	工事費又	設施設整 は工事請 費用を除